

就農までの道のり

農業を始めるための相談から就農に至るまでの一例を紹介します

1. 相談

Aさん(30歳) 会社員 男性

- ・農業の経験なし。実家はもともと非農家・・・でも、農業がやりたい
- ・そこで・・・松江地域農業再生協議会(農協、市、県普及部で構成)に相談
- ⇒まずは「農業を知ってもらう、体験してもらう」ことからスタート、農業体験受入先の農家を紹介される



2. 農業体験

会社を退職し、長期の産業体験を開始

- ★ふるさと島根定住財団の**産業体験事業**(12か月間)
農家に通い作業を手伝うことで農業を学ぶ
- ★並行して「**だんだん営農塾キャベツコース**」を受講。(10か月間)
圃場での実習と座学での講義により栽培の基礎知識を習得



3. 研修

長期農業体験を経て、就農を決意。本格的な**就農前研修**に入る。(12か月間)

- ★農業次世代人材投資資金(準備型):研修中の生活資金を支援 150万円/年 ※最長2年間



4. 研修→就農準備

研修を続けながら、独立に向けて準備

- ★就農後5年間の作付計画、販売目標などを記載した「**青年等就農計画**」を作成、「**認定新規就農者**」として認められる。
- ★農業経営に必要な農地、導入する農業用機械を確保
- ・農地:遊休地の斡旋を受ける→所有者と賃貸借契約を結ぶ。 ※しまね農業振興公社でも農地を斡旋
- ・営農に必要な農業用機械などを購入
 - ・がんばる地域応援総合事業(自営就農開始):機械等の購入費用の1/2(県1/3+市1/6)を補助
 - ・青年等就農資金:補助の残りの部分を無利子で融資



5. いよいよ独立、就農

★研修期間終了とともに独立自営へ→就農をスタート

- ・農業次世代人材投資資金(経営開始型):就農後間もない時期の経営を支援:150万円/年



就農に向けた支援制度一覧

※交付要件等については主な事項のみを記載していますので、詳細についてはお問い合わせください

体験・研修期間

UIターンしまね産業体験事業（ふるさと島根定住財団）

若年者長期就労体験事業（ふるさと島根定住財団）

農業を体験してみたい希望者に対し農家の元での農作業体験を支援
体験期間中 最長1年間、月最高12万円を助成 ※一部上乘せ助成あり

農業次世代人材投資資金（準備型）（国）

農業技術・知識を習得する研修に専念する就農希望者を支援
研修期間中 最長2年間、年150万円を交付

【主な要件】

- ・就農予定時の年齢が45歳未満であること
- ・島根県が認めた研修期間、先進農家等で概ね1年（1200時間）以上研修をすること

就農給付金（UIターン準備型）（県）

就農給付金（Uターン親元研修型）（県）

就農予定時45歳以上65歳未満で、研修に専念する就農希望者を支援

- ・研修期間のうち12か月間、UIターン準備型は月12万円、Uターン親元研修型は月6万円を交付

半農半X支援事業費 就農前研修経費助成（県）

UIターン者で65歳未満の半農半X実践者に対し、研修期間12か月の経費を支援 月12万円

就農準備

新農林水産振興がんばる地域応援総合事業「自営就農開始支援事業」（県・市）

新農林水産振興がんばる地域応援総合事業「半農半X開始支援事業」（県・市）

認定新規就農者または半農半X実践者に対し、就農に必要な施設・機械等の整備費用を助成
補助率 県1/3+市1/6=1/2（各計画に記載された施設・機械等の経費）

青年等就農資金

認定新規就農者に対し「青年等就農計画」の達成に必要な資金について融資を行なう
無利子、融資限度3700万円（施設・機械・果樹・家畜の導入経費、その他必要な経費）

就農開始後

農業次世代人材投資資金（経営開始型）（国）

認定新規就農者に対し、就農時から最長5年間にわたり経費を支援。年間最大150万円

【主な要件】

- ・独立・自営就農時の年齢が45歳未満であること
- ・自分自身で経営に関する権利を有する独立・自営就農者であること
- ・両親等親族の農地を継承する場合は、5年以内に農地・機械等の権利を親族から継承し、かつ親族が行っていない新規作目の導入や経営の多角化等に取り組むこと

就農給付金（経営開始型）（県）

就農時45歳以上65歳未満の認定新規就農者に対し、就農時から最長2年間にわたり経費を支援
年間最大75万円 ※要件等は基本的に次世代人材投資資金（経営開始型）と同じ。

半農半X支援事業費 定住定着助成（県・市）

UIターン者で65歳未満の半農半X実践者に対し、就農から最長12か月にわたり支援
月12万円

関係機関による研修・講座

○だんだん営農塾

新規就農希望者などを対象に、約1年間にわたる講座を開講しています。

特色

- ・年間を通じた座学と圃場での実地研修により、基礎的な営農技術、知識の習得を図ることができます
- ・松江地域の特色を活かしたコース設定で、就農者の確保、産地の後継者育成を図ります。
- ・関係機関がそれぞれの立場を活かし幅広い支援を行ないます。また就農後も継続的なサポートを受けることができます。



キャベツコース



西条柿コース



牡丹コース

○さんちよく営農塾

松江市には多くの産直施設があり、バラエティに富んだ野菜、花などが出荷され、買い物客でにぎわいます。

J Aを中心に、今後産直施設への出荷に取り組みたい生産者向けの講座を開催しています。



認定新規就農者制度

これから始める農業の目標とその実現方法を具体的に記載した「青年等就農計画」を作成し、市長の認定を受けると「認定新規就農者」になります。

認定新規就農者には、国・県等の就農支援制度が活用できる等メリットがあります。

青年等就農計画の認定基準

- 所得 就農から5年後の所得目標：概ね280万円以上
- 年間農業従事日数 150日以上
- 研修期間 青年（45歳未満）：1年以上

※この他にも要件がありますので詳細については
お問い合わせください



半農半Xへの支援

島根県外からのUIターン者のうち、兼業での就農を目指す「半農半X実践者」に対し助成を行ない、松江市での「農のある暮らし」を支援します。

松江市の半農半X定住モデル

目標とする所得 概ね200万円以上

うち農業での所得 50万円以上

○就農から5年後の営農計画を作成し、市の認定を受けると「半農半X実践者」になります。就農前研修の期間や就農後などに必要な経費の助成を受けることができます。

就農への心構えチェック

1. あなたのやる気、本物ですか

就農後数年間は思うように収益が上がらないことも多く見受けられます。「生計を立てるための農業を目指す」ことについて強い意志と覚悟はありますか。「会社勤めが嫌になったから」「自然と触れ合う仕事がしたいから」など安易な思いつきで農業を始めようとしていませんか。

2. 相当な経営準備資金がかかることをご存じですか

例えば新たにハウスを建設して施設園芸を開始する場合、初期投資は1200万円以上が必要と言われるます。初期投資の他にも就農後にかかる生活資金、運転資金なども必要になることから、準備資金は必ず必要です。

3. 家族の理解は得られますか

農業は1人でどんなに努力しても能率も成果も上がりにくいものです。家族の理解と合意、協力があってこそ農業は継続することができます。まずは農業を始めることについて家族の合意を得て、必要な労力を家族の中で補うことができるか考えましょう。

4. 地域での人づきあいを大切にしていけますか

農業をするには周囲の協力が不可欠です。同じ地域内で農業する人たちは仲間であり、人間関係づくりは欠かせません。例えば地域の諸行事に参加したり、生産者の集會に協力したりするなど、周りに溶け込む努力が必要になります。

【就農に関する相談、問合せ】

松江地域農業再生協議会 担い手育成支援部会

○松江市産業経済部農政課

電話 0852-55-5224

○島根県農業協同組合 くまびき地区本部営農企画課

電話 0852-55-3030

○島根県東部農林振興センター 松江農業普及部

電話 0852-32-5681